

厚木市告示第 294 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和 8 年 8 月 4 日

厚木市長 山 口 貴 裕
(公印省略)

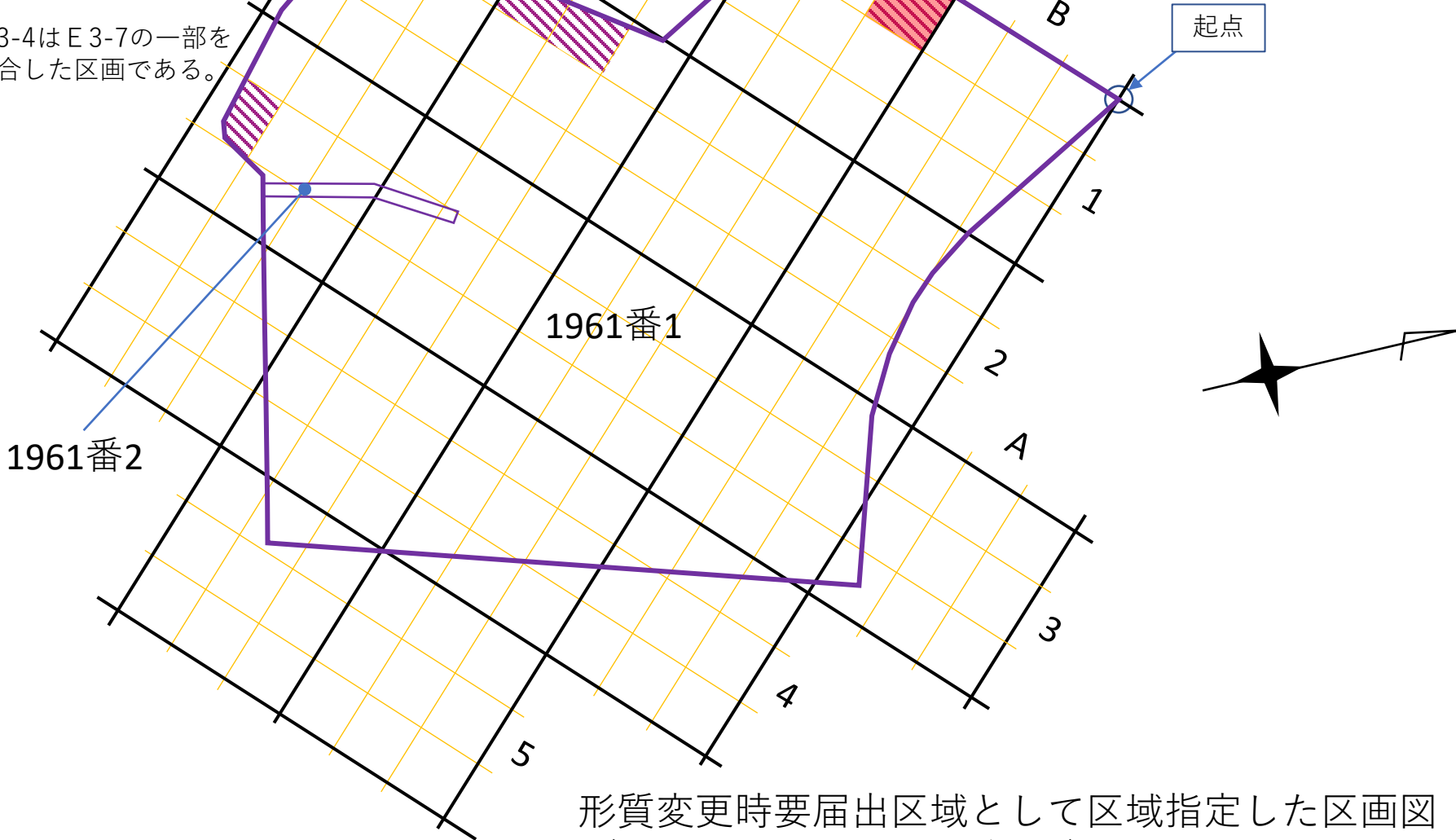
- 1 形質変更時要届出区域
厚木市温水字中原 1961 番 1 の一部（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

厚木市温水字中原1961番1及び1961番2

不適合区画まとめ

- 溶出量基準不適合区画
- 含有量基準不適合区画

E 3-4はE 3-7の一部を
統合した区画である。



形質変更時要届出区域として区域指定した区画図
(C1-3、D2-1、D2-2及びE3-4)

厚木市温水字中原1961番1及び1961番2

溶出量基準不適合

溶出量基準不適合
(0.068mg/L)

E 3-4はE 3-7の一部を
統合した区画である。

起点

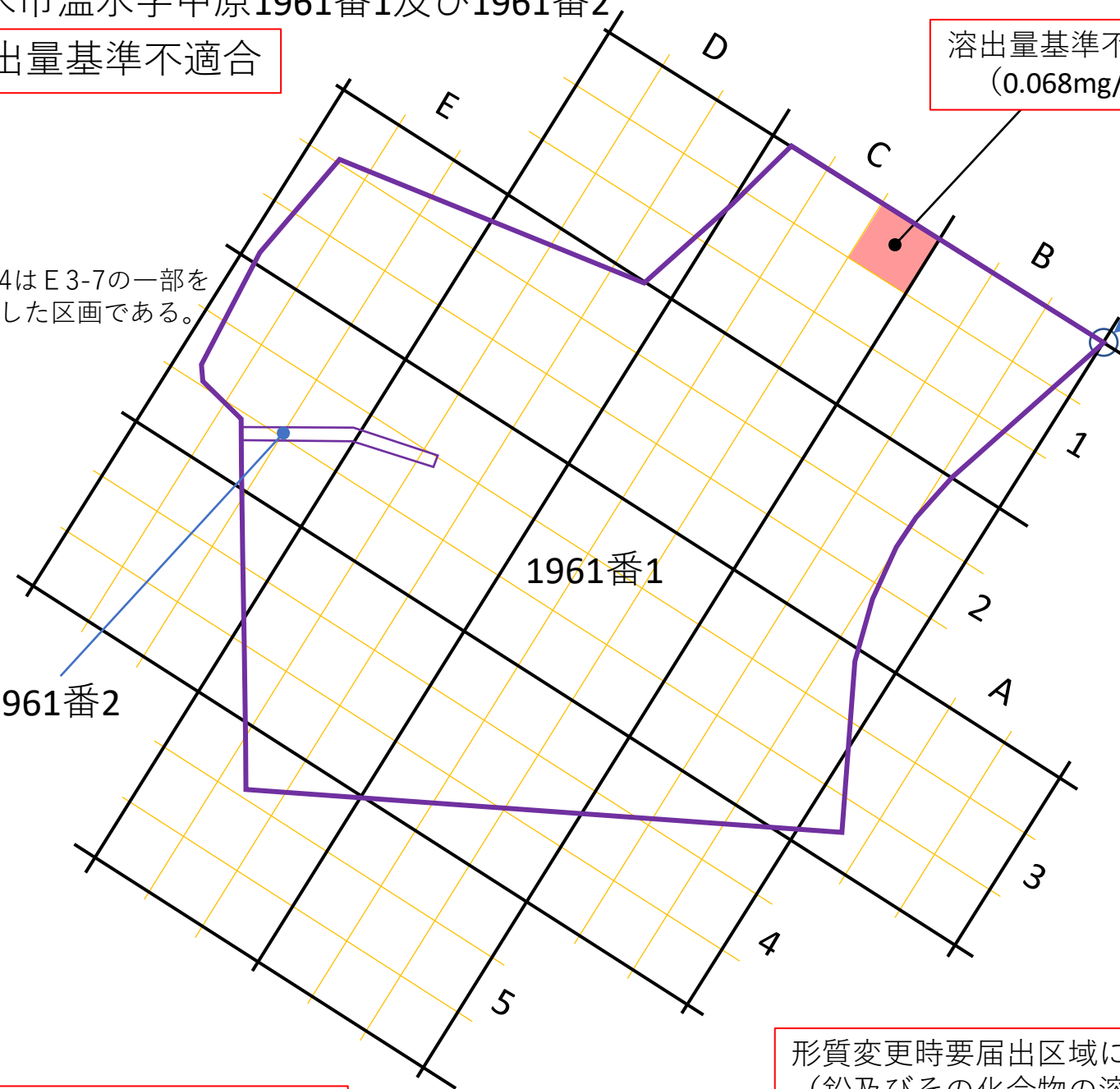
1961番1

1961番2



形質変更時要届出区域に指定した区画 (C1-3)
(鉛及びその化合物の溶出量基準不適合)

溶出量基準：0.01mg/L以下



厚木市温水字中原1961番1及び1961番2

含有量基準不適合

含有量基準不適合
(590mg/kg)

E 3-4はE 3-7の一部を
統合した区画である。

含有量基準不適合
(420mg/kg)

含有量基準不適合
(860mg/kg)

含有量基準不適合
(570mg/kg)

起点

1961番2

1961番1

形質変更時要届出区域に指定した区画
(C1-3、D2-1、D2-2及びE3-4)
(鉛及びその化合物の含有量基準不適合)

含有量基準：150mg/kg以下

